

品質管理システム概要書(2019年11月20日現在)

監査事務所名 南青山監査法人

代表者名 高口洋士

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当事務所は、監査の品質管理規定を定め、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、事務所長が当事務所の品質管理に関する最終的な責任を負っている。また、個々の監査責任者は、事務所の設定した品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を有している。

(不正リスクへの対応)

なお、当事務所は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し、運用している。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当事務所及び監査実施者が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の順守に関する方針及び手続を定めている。

(2) 独立性

当事務所及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持に関する方針及び手続を定めている。

(3) ローテーションの方針及び手続

当事務所はローテーションに関する方針及び手続を定めており、監査責任者に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けている。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当事務所は、監査契約の新規の締結及び更新にあたっては、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めている。

(不正リスクへの対応)

また、当事務所は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新

規締結及び更新の判断に関する方針及び手続きを定めている。

#### 4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定めている。

(不正リスクへの対応)

また、当事務所は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上に必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるように事務所内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを定めている。

#### 5．業務の実施

##### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めている。

(不正リスクへの対応)

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督する責任を負うことを定めている。

##### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当事務所は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めている。判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施し、得られた見解を十分に検討し対処することとしている。

(不正リスクへの対応)

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ事務所内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することを定めている。

##### (3) 審査の方針及び手続

当事務所は、監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うために、「監査意見表明のための委託審査要領」(日本公認会計士協会)の規定に従って、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めている。

また、当事務所は、品質管理基準委員会報告書第1号第34項の規定に従い、原則として全ての監査業務に対して審査を行うこととしている。

(不正リスクへの対応)

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚

偽表示の疑義がある場合、当事務所は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任すること、また審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続きが妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討することを定めている。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当事務所は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めている。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当事務所は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存に関する方針及び手続を定めている。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当事務所は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めている。

(不正リスクへの対応)

また、当事務所は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証による当事務所の品質管理の方針及び手続きに準拠して実施されていることを確かめることを定めている。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当事務所は、識別した不備の影響を評価し、監査責任者等に適切な是正措置を伝達する。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当事務所は、事務所内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するため、不服と義務の申立てに関する方針及び手続きを定めている。不服・疑義の申立てがあった場合は、速やかに調査し、改善を要する場合は是正措置を講ずる。

(不正リスクへの対応)

また、当事務所は不正リスク対応基準が適用される監査業務について、事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続きを定めている。

#### 7 . 監査事務所間の引継の方針及び手続

当事務所は、監査人の交代に際して監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査事務所間の引継に関する方針及び手続を定めている。

(不正リスクへの対応)

また、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して、監査チームが実施した引継ぎの状況については、品質管理責任者に報告することを定めている。

#### 8 . 共同監査の方針及び手続

当事務所は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めている。

#### 9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当事務所は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めている。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A 4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図(A 4判に限る。)を添付することができる。

2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を「不正リスクへの対応」という見出し等を付して明瞭にすること。

3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。

4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。